

長泉町の公園

町内には、大小合わせて58カ所の公園があります。子どもから高齢者まで、地域のさまざまな世代が安心して集い、自由に過ごすことができる大切な場所です。



▲詳細

小さな気遣いで、大きな心地よさを

確認しよう！公園のマナーとルール

公園のルールに「禁止事項やお願い」が多く感じられるのは、全ての利用者が安心して利用するために配慮された結果です。公園は、幅広い世代の人が散歩や遊び、運動、静かに休むなど、さまざまな目的を持って同じ空間を共有する場所です。

そのため、一部の人にとっては楽しいことも、他の人にとっては危険や不快に感じることもあります。ルールは楽しみを奪うためではなく、皆さんのが快適に過ごすための思いやりから生まれています。

トラブルを未然に防ぎ、誰もが気持ちよく過ごせるようにするために、もう一度マナーとルールを見直してみませんか。



▲詳細

公園を利用するときのお願い

- ・遊具などの施設にいたずらをしないでください
- ・スケートボードやインラインスケートなどをしないでください
- ・特に夜間、早朝は騒音を出さないでください
- ・火気は使用しないでください
- ・自転車の通行はできません
- ・禁煙にご協力ください
- ・ペットには常にリードをし、排泄物は回収してください
- ・スパイクなどを使用したり、周りの人に迷惑となったりするボール遊びはやめましょう
- ・その他、他人に危害を及ぼす行為や不法投棄などの公園管理に支障がある行為をしないでください



水と緑の杜公園 元長窪895-106地先

桃沢川の自然と触れ合うことができる親水護岸^{※1}、芝生広場、吊り橋、あずまや^{※2}などがあり、小鳥のさえずりや川のせせらぎを聞きながら1日ゆっくり楽しむことができます。

※1 水に触れることができるように工夫された構造のこと。
※2 休憩用または眺望用の小さな建物のこと。



公園 Q & A

Q

早朝・夜間に公園を利用してもいいの？

A

利用できます。しかし、公園からの話し声や物音は小さな音でもよく響くため、特に、早朝・夜間の騒音、ボールの使用などは近隣住民の迷惑となるのでやめましょう。



Q

花火やたき火、バーベキューをしてもいいの？

A

花火やたき火、バーベキューなど、公園内の火の取り扱いは危険な行為のため禁止です。



Q

たばこを吸ってもいいの？

A

県受動喫煙の防止等に関する条例が改正され、令和2年4月から施行されました。県条例に基づき、町内の全公園内での喫煙（加熱式たばこ含む）を禁止しています。

Q

遊具などが壊れたらどうしたらいいの？

A

遊具やベンチなどの公園施設が破損している場合、公園のトイレが流れない場合など、公園施設の不具合については工事管理課までご連絡ください。



Q

ボール遊びはしてもいいの？

A

子どもたちが数人で行う柔らかいボールでのボール遊び（キャッチボールなど）は危険性が少なく、他の利用者と譲り合いながら利用できることから、禁止していません。

ただし、本格的な道具の使用や、硬いボールを使用する野球、スパイクなどを使用するサッカーなど、他の利用者に危険があり、迷惑となるようなボール遊びは禁止です。

また広い範囲を占用し、他の人が利用できない使い方は禁止です。

ボールが近隣の敷地に入らないよう十分注意してください。他の利用者、近隣の方に十分配慮しながら、楽しく遊びましょう。



Q

ペットは入ってもいいの？

A

公園に入ることは禁止していません*が、公共の場所でペットの散歩をさせるときは、飼い主は常にリードなどで制御しなければなりません。

公園など公共の場所でペットが排泄をした場合には、その排泄物を回収しなければなりません。

*鮎壺公園の芝生広場内の立ち入りは禁止です。



Q

公園で自転車やバイクに乗ってもいいの？

A

公園内の自転車・バイクの走行は禁止です。

ただし、小さなお子さんの自転車の練習については禁止していませんので、保護者同伴で周囲に注意しながら行うようにしてください。

